

石川県移住創業者無利子化補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「県規則」という。）に定めるもののほか、石川県移住創業者無利子化補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、県外から創業する意欲をもって移住した創業者（以下、「移住創業者」という。）に対して、商工会議所、石川県商工会連合会（以下「認定機関等」という。）から、県制度金融の利子相当額の一部を補給することを通し、移住創業者の負担軽減を図り、認定機関等が行う伴走支援を円滑にすることで、中小企業の開業を促進し、もって県内の地域産業の活性化に資することを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 県は、認定機関等に対し、次の各号いずれにも該当する者（以下、「借受者」という。）に対し行う利子補給に係る経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

- 一 石川県創業者支援融資制度及び石川県小口零細融資制度（創業者支援分、女性・若者・シニア創業者支援分、過疎地域創業者支援分）（以下、「創業者向け融資制度」という。）を利用し、金融機関から融資を受け、償還を行ったもの
- 二 創業者向け融資制度の認定申請時点において、次のアからエまでのいずれかに該当するもの
 - ア 石川県外に居住（住民票上の住所として記載）しているものであって、融資認定までに石川県内に転入することが見込まれるもの
 - イ 石川県外から、石川県内に認定申請前1年以内に転入しているものであって、創業を予定しているもの
 - ウ 創業（事業開始）後1年未満の者であって、事業開始前1年以内に、石川県外から、石川県内に転入し、居住しているもの
 - エ その他認定機関等が移住創業者に該当するものとして、創業地の市町長に協議し、同意を得たもの
- 三 転入前1年以内に石川県内に住所を有しないもの
- 四 利子補給金受給時点において、石川県内に居住し、引き続き事業を営んでいるもの
- 五 県、移住・創業する市町及び創業者向け支援融資制度に係る認定機関等に対して、移住その他創業に関する支援を提供するために必要な個人情報を提供できるもの
- 六 県税・市町税を滞納していないもの
- 七 その他、知事が不相当と認める事由に該当しないもの

(補助金の額の算定)

第4条 補助金額は、毎年1月1日から12月31日までの間において支払われた利息に対して認定機関等が利子補給する経費に要する額とする。

(補助の対象期間)

第5条 補助対象期間は、貸付当初3年間とし、以降に支払われた借入金利息は、補助対象としない。

(補助の承認申請)

第6条 認定機関等は、補助金の交付を受けようとする場合、あらかじめ石川県移住創業者無利子化補助承認申請書（別記様式第1号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助の変更承認申請)

第7条 認定機関等は、前条で承認した事項に変更が生じたときは、石川県移住創業者無利子化補助変更承認申請書（別記様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付申請)

第8条 認定機関等は、県規則第4条の規定による補助金の交付申請について、石川県移住創業者無利子化補助金交付申請書（別記様式第3号）を、毎年度1月31日までに知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 知事は、前条の規定により提出された交付申請について審査のうえ、これを適当と認めるときは、認定機関等に対し、県規則第7条の規定による補助金の交付決定通知を行うものとする。

(補助金の実績報告)

第10条 認定機関等は、補助事業が完了したときは、石川県移住創業者無利子化補助金実績報告書（別記様式第4号）を、毎年度3月31日までに知事に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定により提出された補助金の実績報告書について審査のうえ、これを適当と認めるときは、認定機関等に対し、県規則第14条の規定による補助金の額の確定通知を行うものとする。

(補助金の取消及び返還)

第12条 知事は、認定機関等が次のいずれかに該当することとなった場合には、認定機関等に交付すべき補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全額若しくは一部を返還させることができるものとする。

- 一 県規則又はこの要綱に違反したとき
- 二 補助金が事業の目的外に使用されたとき
- 三 事業の執行が不適切と知事が認めたとき

(補助金の請求)

第13条 認定機関等は、県規則第16条第2項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、石川県移住創業者無利子化補助金請求書（別記様式第5号）に補助金請求内訳を添付のうえ、知事に提出するものとする。

(報告の徴収等)

第14条 認定機関等は、知事が補助金に関し、報告を求めたとき、又はその職員をして帳簿等を調査させるときは、これに協力しなければならない。

(市町負担金)

第15条 知事は、借受者が事業を実施する市町の長に、第4条に規定する額の2分の1を負担金として請求するものとする。

(書類の保管)

第16条 認定機関等は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿その他知事が別に定める書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(取扱期間)

第17条 平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に創業者向け融資制度を利用し、金融機関から融資を受けたものを対象とし、補助金交付は、令和12年3月31日までとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県と認定機関等が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

石川県知事 様

所在地
機関名
代表者名

石川県移住創業者無利子化補助承認申請書

創業者向け支援融資制度の借入れについて、下記のとおり利子補給を行いたいのので、石川県移住創業者無利子化補助金交付要綱第6条に基づき申請します。

記

借受者氏名	借入額 (千円)	融資実行 年 月 日	融資利率 (%)	償還期間 (据置) (月数)	最終償還 年 月 日

※別紙借受者概要は、借受者ごとに別葉とする。

石川県知事 様

所在地
機関名
代表者名

石川県移住創業者無利子化補助変更承認申請書

年 月 日付け経第 号をもって承認があった補助金の内容について、
下記のとおり変更したいので、石川県移住創業者無利子化補助金交付要綱第7条に基づき
申請します。

記

借 受 者 氏 名
借 入 額
融 資 実 行 年 月 日

変更内容	変 更 前	変 更 後
変更理由		

※別紙借受者概要（変更後）を添付すること

石川県知事 様

所在地
機関名
代表者名

石川県移住創業者無利子化補助金交付申請書

年度石川県移住創業者無利子化補助金を交付されたく、石川県移住創業者無利子化補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の目的
創業者向け融資制度の借入者に対し利子補給を行い、中小企業の開業を促進する。
- 2 補助金申請額
金 _____ 円
- 3 事業計画
別紙のとおり
- 4 収支予算書
(1) 収 入

区 分	金 額	備 考
石川県移住創業者無利子化補助金	円	

(2) 支 出

区 分	金 額	備 考
移住創業者利子補給金	円	

事業計画書(実績書)

(単位:円)

番号	企業名	代表者名	所在地	補助対象額	利子補給 補助金額
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
合計					0

※別添補助金計算書については、対象者ごとに別業とする。

補助金計算書

企業名		代表者名	
所在地			

融資条件

期首残高 (元金)		約定償還額 (毎月の償還額)		融資利率	
--------------	--	-------------------	--	------	--

年度分

	元金残額	期間率	利払い額	補助金額	備考
1月分		年 月 日から 年 月 日まで / 365			
2月分		年 月 日から 年 月 日まで / 365			
3月分		年 月 日から 年 月 日まで / 365			
4月分		年 月 日から 年 月 日まで / 365			
5月分		年 月 日から 年 月 日まで / 365			
6月分		年 月 日から 年 月 日まで / 365			
7月分		年 月 日から 年 月 日まで / 365			
8月分		年 月 日から 年 月 日まで / 365			
9月分		年 月 日から 年 月 日まで / 365			
10月分		年 月 日から 年 月 日まで / 365			
11月分		年 月 日から 年 月 日まで / 365			
12月分		年 月 日から 年 月 日まで / 365			
期末残高 (元金)		合計			

石川県知事 様

所 在 地
機 関 名
代 表 者 名

石川県移住創業者無利子化補助金実績報告書

年 月 日付け経第 号で交付決定通知があった 年度石川県移住創業者無利子化補助金について、石川県移住創業者無利子化補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり実績報告します。

記

1 事業の目的

創業者向け融資制度の借入者に対し利子補給を行い、中小企業の開業を促進する。

2 補助金実績額

金 _____ 円

3 事業実績

別紙のとおり

4 収支精算書

(1) 収 入

区 分	金 額	備 考
石川県移住創業者無利子化補助金	円	

(2) 支 出

区 分	金 額	備 考
移住創業者利子補給金	円	

番 号
年 月 日

石川県知事 様

所 在 地
機 関 名
代 表 者 名

年度石川県移住創業者無利子化補助金請求書

年 月 日付け経第 号により補助金交付決定（確定）通知があった 年度石川県移住創業者無利子化補助金として、下記の金額を交付されるよう石川県移住創業者無利子化補助金交付要綱第13条に基づき請求します。

記

請 求 額 円

内 訳 交 付 決 定 額 円

(交付済額 円)

(精算請求額 円)

(残 額 円)

振込先 銀行 支店 口座番号 普・当